

○熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例〔選挙管理委員会事務局〕

平成6年9月30日

条例第30号

改正 平成10年3月26日条例第14号

平成10年9月29日条例第47号

平成13年3月30日条例第7号

平成14年3月28日条例第13号

平成14年9月24日条例第44号

平成20年9月19日条例第70号

平成21年3月26日条例第11号

平成23年12月19日条例第67号

平成30年3月26日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、熊本市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び熊本市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(平13条例7・平21条例11・平23条例67・一部改正)

(自動車の使用の公費負担)

第2条 市議会議員及び市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その候補者につき法第86条の4第1項、第2項若しくは第5項又は法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使

用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により熊本市に帰属することとならない場合に限る。

（平10条例14・平10条例47・平14条例13・平14条例44・平23条例67・一部改正）

（自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において自動車の使用に関し有償契約を締結し、熊本市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が定めるところにより、その旨を、市議会議員の選挙にあつては当該選挙が行われる区の選挙管理委員会を経由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

（平23条例67・一部改正）

（自動車の使用の公費の支払）

第4条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である運送事業者その他の者（以下「運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に当該する場合に限り、当該運送事業者等からの請求に基づき、当該運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項若しくは第5項又は法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額
(平10条例14・平10条例47・平14条例13・平14条例44・平23条例67・一部改正、平30条例14・一部改正)

(自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動

用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（平21条例11・追加、平23条例67・一部改正、平30条例14・一部改正）

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

（平21条例11・追加、平23条例67・一部改正）

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（平21条例11・追加、平23条例67・一部改正、平30条例14・一部改正）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(平10条例14・平10条例47・平14条例13・平20条例70・一部改正、平21条例11・旧第6条繰下・一部改正)

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用のポスターの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、市議会議員の選挙にあつては当該選挙が行われる区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

(平21条例11・旧第7条繰下、平23条例67・一部改正)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して

得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（平20条例70・一部改正、平21条例11・旧第8条繰下・一部改正、
平23条例67・一部改正、平30条例14・一部改正）

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

（平21条例11・旧第9条繰下）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

（経過措置）

- 3 公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が施行されるまでの間においては、第1条中「第141条第9項」とあるのは「第141条第6項」と、第2条中「第86条の4第1項」とあるのは「第86条第1項」と、「第86条の4第8項」とあるのは「第86条第8項」と、「第100条第4項」とあるのは「第100条第1項」と、第4条第2号イ中「第86条の4第1項」とあるのは「第86条第1項」と、「第86条の4第8項」とあるのは「第86条第8項」とする。

附 則（平成10年3月26日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条、第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成10年9月29日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条、第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の

日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成13年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条、第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第70号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市長の選挙について適用する。

附 則（平成23年12月19日条例第67号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成30年3月26日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第4条、第8条及び第11条の規定はこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について、新条例第6条の規定は前項ただし書に規定する日以後その期日を告示される選挙について適用する。